

# 令和6年度「信州環境カレッジ」講座（地域講座）募集要項

信州環境カレッジ運営事務局

## 1 目的

地球規模での気候変動の進展など環境を取り巻く状況が大きく変化する中で、持続可能な社会を構築するためには、県民一人ひとりが環境問題や地域の課題に気づき、主体的に行動を起こすことが必要です。

環境に関する県民の「学び」を拡大し、豊かな自然環境の保全や持続可能な社会を支える人づくりを進めるため、「信州環境カレッジ」に登録していただける講座（県内各地で広く参加者を募って開催する地域講座）を募集します。

## 2 募集講座

|       |  |
|-------|--|
| テ ー マ | ① 気候変動（再生可能エネルギー、省エネルギー等）<br>② 自然との共生（生物多様性・自然環境の保全、自然体験等）<br>③ 水・大気環境（水質保全、上下水道、星空等）<br>④ 循環型社会（3R、ごみ減量化等）<br>⑤ 暮らし・まちづくり（食、コンパクトシティ、交通等）<br>⑥ その他（SDGs等） |
| 開催期間  | 令和6年4月～令和7年3月<br>（謝金対象講座は令和6年4月15日～令和7年2月末）  |
| 形 式   | 座学、フィールドワーク、ワークショップなど  |
| 受講対象  | 子どもから大人まで、広く参加者を募るもの   |
| 企画内容  | ・ 講座の内容が具体的な行動に結び付くよう、ねらいや取組が明確であること。<br>・ 講座が安全かつ円滑に行える内容であること。<br>・ 楽しく学べる、興味を持って参加できる内容であること。   |
| そ の 他 | ・ 特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教若しくは政治的目的のための活動を行わないこと。<br>・ 特定の国、団体、個人、企業等に対し、違法・不当な誹謗・中傷を行わないこと。<br>・ 専ら利益を目的として行われるものでないこと。                         |

※登録講座は「信州環境カレッジ」のホームページに講座情報を掲載します。

## 3 登録方法

講座開催を予定する個人・団体の方は、「実践者登録」及び「講座登録」の届出を行ってください。登録結果について、「信州環境カレッジ」運営事務局（以下「運営事務局」といいます。）からお知らせします。

### (1) 提出書類

- ア 実践者登録届（様式1）（初めての登録、または内容に変更がある場合のみ）
- イ 講座登録届（様式2A）

### (2) 提出期限

随時。ただし、講座開催日の2週間前までに提出してください。

### (3) 提出方法

原則として電子メールにより、運営事務局あてに提出してください。

なお、実践者登録届及び講座登録届については、信州環境カレッジのWEBサイトからも直接提出できます。

## 4 変更・中止

### (1) 実践者の変更

代表者名、連絡先に変更があった場合は、「実践者登録変更届」(様式1)を運営事務局へ提出してください。

### (2) 講座の変更・中止

次の事由により講座を変更又は中止する場合には、電子メールにより運営事務局へ連絡してください。

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 講座の変更<br>(内容の変更を伴わないもの) | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 講座の日時、場所、定員、受講料を変更する場合</li><li>・ 講座の申込期限を変更する場合</li><li>・ 申込方法を変更する場合</li><li>・ 集合場所や当日の持参品など受講に当たっての注意事項等を変更する場合</li></ul> |
| 講座の中止                   | 都合等により、予定していた講座が開催できなくなった場合   |

## 5 謝金

### (1) 謝金の要件

次の要件を満たす場合には、予算の範囲内で講座開催に対する謝金をお支払いします。

#### (謝金の要件)

- ① 「信州環境カレッジ」に登録した講座であること。
- ② 個人、NPO法人又は任意団体が開催する講座であること。
- ③ 令和6年5月～令和7年2月末までの間に開催する講座であること。
- ④ 講座実施の際、信州環境カレッジ事業の周知について協力すること。  
(例 講座でカレッジを紹介し、チラシに「信州環境カレッジ登録講座」と記載する)
- ⑤ 実施計画が謝金対象講座として認められるものであること。

#### (謝金の概要)

|             |   |
|-------------|---|
| 講座1回あたりの謝金額 | 2万円<br>ただし、当日の受講者が10名に満たない場合には1万円とする。<br>また、同一日に同じ講座を複数回、同一の1人の講師が行う場合は、運営事務局がお支払いする謝金額は1日あたり2万円を上限とする。 |
| 講座回数の上限     | 講座実施者1者あたり年間4回まで  |

### (2) 謝金の申請

謝金を希望する場合は、講座登録届(様式2A)と併せて、講座実施計画書(様式3)を提出してください。謝金対象の可否については、運営事務局からお知らせします。

### (3) 謝金の支払い

講座実施後、実施結果報告書(様式4A)及び口座振込依頼書(様式5)を運営事務局へ提出してください。指定された口座に謝金をお支払いします。

## 6 講座の実施結果報告等

講座終了後、原則1か月以内に実施結果報告書(様式A-4)を電子メールにより運営事務局へ提出してください。この報告書の内容を「開催レポート」として、信州環境カレッジのホームページに掲載します。

なお、謝金対象でない講座については、受講者数のみ報告してください。

## 7 講座募集から講座実施までの主な流れ



※網掛けした部分は届出者に行ってくださいの部分になります。

## 8 お問い合わせ・書類提出先

【「信州環境カレッジ」運営事務局】

一般社団法人 長野県環境保全協会

電話：026-237-6620 FAX：026-238-9780

電子メール：[shinshu-ecollege@nace-portal.jp](mailto:shinshu-ecollege@nace-portal.jp)

WEB：<https://shinshu-ecollege.pref.nagano.lg.jp/>

※「信州環境カレッジ」は、（一社）長野県環境保全協会が長野県からの委託により運営する事業です。